

報道機関各位

指定都市市長会は、指定都市市長会議（書面協議）を開催し、  
2月10日（金）、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上  
の位置づけの見直しに係る指定都市市長会緊急要請」  
を採択しました。

- ※ 詳細は、別添資料をご覧ください。
- ※ 要請文の日付が空欄になっていますが、要請活動当日の日付を記載して省庁等へ提出します。

問合せ先

指定都市市長会事務局（担当：花房<sup>はなふさ</sup>／唯野<sup>ただの</sup>） TEL 03-3591-4772

# 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの 見直しに係る指定都市市長会緊急要請

新型コロナウイルス感染症は、一部の地域では医療提供体制のひっ迫に警戒が必要な状況が見られるものの、全体として感染者数は減少傾向にある。また、現在主流となっているオミクロン株は、発生初期と比較して重症化率や死亡率の低下といった傾向を示しており、これらの状況を踏まえ、政府は、5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを見直す方針を示したところである。

これまで、指定都市市長会は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法に基づく道府県知事の権限・財源及びワクチン流通等の調整に関する権限を希望する指定都市の市長へ移譲することや、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の指定都市への直接交付等について、多くの人口を抱える指定都市の実情に応じたきめ細かな対応を可能とするため、繰り返し要請・提案を行ってきたところであるが、未だ実現には至っていない。

今回の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ見直しについても、指定都市の対応に万全を期すため、指定都市市長会として、以下のとおり緊急要請し、その実現を強く求める。

- 1 感染症法上の位置づけ変更等の制度見直しにより、保健所や医療機関等による保健医療提供体制の再構築や段階的な移行が必要となることから、外来受診や病床確保、入院調整、公費負担、サーベイランスのあり方等について具体的な方針と移行時期を早期に示し、地方自治体、医療機関等が準備・体制の整備や必要な広報等を行うための十分な調整・移行期間を設けること。
- 2 保健医療提供体制の再構築や段階的な移行に不可欠な補助金の交付や診療報酬の加算など、国による確実な財政支援の継続と拡充を行うこと。特に、移行後に受診者の増加や新たな受け入れが想定される医療機関をはじめ、重症化につながりやすい高齢者施設等の対応に支障が生じないように留意すること。
- 3 ワクチン接種については、地方自治体の準備期間を考慮し、今後の実施時期・接種回数・種類等の具体的な方針について早期に提示するとともに、臨時接種期間の延長及び定期接種化後も含む当面の接種費用等の全額国費負担の継続、並びにワクチンの安定供給及び民間流通網の確立に向けた取組を引き続き推進すること。
- 4 感染症法上の位置づけ変更に伴う制度見直しにあたっては、国民の理解と協力が不可欠であることから、国の責任において制度見直しの趣旨等が正しく理解される

よう、科学的知見等に基づき、マスクや換気、手洗い等の今後の感染対策の考え方も含めて、国民に対する明確な説明を行うこと。特に、国民の間で混乱が生じ、救急搬送を含めた医療体制のひっ迫等を招かないよう、国民への受療等における行動変容の重要性や感染状況に応じた検査キット等活用の推奨など、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

令和 5 年 月 日  
指定都市市長会